

*International Accreditation Forum, Inc.*

国際認定フォーラム (IAF)



## IAF Informative Document

QMS 及び EMS 認定範囲のための IAF 参考文書



**Issue 3, Version 2**

**(IAF ID 1 : 2023)**

注：この文書は、IAF Informative Document For QMS and EMS Scopes of Accreditation - Issue 3, Version 2 の内容を変更することなく本協会及び一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)が翻訳したものであるが、原文だけが正式なIAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.8 参照) から入手できる。

2023年 8月 22日

公益財団法人日本適合性認定協会

---

国際認定フォーラム（IAF）は、IAFメンバーによって認定された適合性評価機関（CAB）が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関（AB）間における相互承認協定を世界的規模で運用することによって、貿易を推進し、産業界及び規制当局を支援している。

認定は、認定されたCABが認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFメンバーであるAB及びそれらに認定されたCABは、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 基準文書に適合することが要求される。

IAF国際相互承認協定（MLA）に加盟しているABは、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLAの構造は、“IAF PL 3 – Policies and Procedures on the IAF MLA Structure and for Expansion of the Scope of the IAF MLA”に、IAF MLAの範囲は、IAF MLA Status documentに詳述されている。

IAF MLAの構造は5つのレベルで構成されている。レベル1は全てのABに適用される基準、JIS Q 17011を規定している。レベル2の活動と、対応するレベル3の基準文書との組合せをMLAのメインスコープと称し、レベル4（該当する場合）及びレベル5の関連する基準文書の組合せをMLAのサブスコープと称する。

- ・ MLAのメインスコープは、例えば製品認証のような活動と、JIS Q 17065などの関連する強制規格を含む。メインスコープレベルにおけるCABによる証明は、同等に信頼できると見なされる。
- ・ MLAのサブスコープは、例えばJIS Q 9001などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合、例えば、ISO 22003-1などのスキーム固有の要求事項を含む。サブスコープレベルにおけるCABによる証明は同等と見なされる。

IAF MLAは、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA加盟ABに認定された機関によって、IAF MLAの適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

---

---

目次

1. 序文 .....	5
2. 適用範囲 .....	5
3. QMS 及びEMSの認定範囲 .....	5
附属書 – QMS 及び EMS 認定範囲のためのモデル .....	6

第 3 版, Version 2

作業: IAF 技術委員会

承認: IAF メンバー

承認日: 2020 年7 月25 日

発行日: 2023 年6 月13 日

適用日: 2020 年8 月6 日

問い合わせ先: Elva Nilsen IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 (613) 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

---

---

### IAF 参考文書への序文

この IAF 参考文書は、本事項に関する IAF メンバーの合意を反映し、要求事項の一貫した適用を支援することを意図するものである。しかしながら、参考のみを目的とする文書であり、IAF 認定機関メンバー及びそれらに認定された適合性評価機関は、この文書の何についても使う又は従う義務を負っていない。

---

---

## QMS及びEMS認定範囲のためのIAF参考文書

### 1. 序文

この文書は参考文書であり、認定機関による JIS Q 17021-1:2015 7.1.2 項と JIS Q 17011:2018 7.2.1 項の一貫した適用を促進するためのものである。この文書は、以前に IAF GD2:2005 の QMS 認定範囲のための付属書 1 に規定されていた指針から採用されている。JIS Q 17021-1:2015 のすべての条項の適用は継続され、この文書はその要求事項に優先するものではない。

この認定範囲リストは、Commission of European Communities 発行の statistical nomenclature for economic activities NACE rev. 2 (official Journal L 393/1, 30.12.2006)に基づいている。

### 2. 適用範囲

この参考文書は、QMS 及び EMS マネジメントシステム認証に適用され、認定範囲を定義するための手助けとなる。

### 3. QMS 及び EMS 認定範囲

QMS / EMS 認証機関の認定された範囲は、経済活動リストの一つ又はそれ以上の要素の観点から表現してもよい。QMS 及び EMS のための次の表（付属書参照）は、その一つのモデルである。

QMS及びEMS認定範囲のためのIAF参考文書の終わり

## 附属書

## QMS 及び EMS 認定範囲のためのモデル

QMS 認定範囲		
分類番号	経済活動分野／活動の記述	NACE ディビジョン/グループ/クラス
1	農業, 林業, 漁業	01, 02, 03
2	鉱業, 採石業	05, 06, 07, 08, 09
3	食料品, 飲料, タバコ	10, 11, 12
4	織物, 繊維製品	13, 14
5	皮革, 皮革製品	15
6	木材, 木製品	16
7	パルプ, 紙, 紙製品	17
8	出版業	58.1, 59.2
9	印刷業	18
10	コークス及び精製石油製品の製造	19
11	核燃料	24.46
12	化学薬品, 化学製品及び繊維	20
13	医薬品	21
14	ゴム製品, プラスチック製品	22
15	非金属鉱物製品	23, ただし 23.5 及び 23.6 を除く
16	コンクリート, セメント, 石灰, 石こう他	23.5, 23.6
17	基礎金属, 加工金属製品	24, ただし 24.46 を除く, 25, ただし 25.4 を除く, 33.11
18	機械, 装置	25.4, 28, 30.4, 33.12, 33.2
19	電氣的及び光学的装置	26, 27, 33.13, 33.14, 95.1
20	造船業	30.1, 33.15
21	航空宇宙産業	30.3, 33.16
22	その他輸送装置	29, 30.2, 30.9, 33.17
23	他の分類に属さない製造業	31, 32, 33.19
24	再生業	38.3
25	電力供給	35.1
26	ガス供給	35.2
27	給水	35.3, 36
28	建設	41, 42, 43
29	卸売業, 小売業, 並びに自動車, オートバイ, 個人所持品及び家財道具の修理業	45, 46, 47, 95.2
30	ホテル, レストラン	55, 56

31	輸送, 倉庫, 通信	49, 50, 51, 52, 53, 61
32	金融, 保険, 不動産, 賃貸	64, 65, 66, 68, 77
33	情報技術	58.2, 62, 63.1
34	エンジニアリング, 研究開発	71, 72, 74, ただし 74.2 及び 74.3 を除く
35	その他専門的サービス	69, 70, 73, 74.2, 74.3, 78, 80, 81, 82
36	公共行政	84
37	教育	85
38	医療及び社会事業	75, 86, 87, 88
39	その他社会的・個人的サービス	37, 38.1, 38.2, 39, 59.1, 60, 63.9, 79, 90, 91, 92, 93, 94, 96

EMS 認定範囲			
分類番号	経済活動分野/活動の記述	NACE ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)	一般的な環境側面の例
1	農業, 林業, 漁業	01, 02, 03	殺虫剤/除草剤など
2	鉱業, 採石業	05, 06, 07, 08, 09	有害廃棄物など
3	食料品, 飲料, タバコ	10, 11, 12	産業廃水処理, エネルギー使用, 殺虫剤など
4	織物, 繊維製品	13, 14	未処理の産業廃水, エネルギー使用, 固体廃棄物; 有害化学薬品の大量保管など
5	皮革, 皮革製品	15	産業廃水処理, 固体廃棄物; 有害化学薬品の大量保管など
6	木材, 木製品	16	固体廃棄物, エネルギー使用など
7	パルプ, 紙, 紙製品	17	産業廃水処理, 大気排出, 有害化学薬品保管など
8	出版業	58.1, 59.2	固体廃棄物, 有害化学薬品保管, エネルギー使用など
9	印刷業	18	固体廃棄物, 有害化学薬品保管, エネルギー使用など
10	コークス及び精製石油製品の製造	19	有害化学薬品の大量保管, 産業廃水処理, 有害大気排出, 有害廃棄物など
11	核燃料	24.46	放射線/放射能など
12	化学薬品, 化学製品及び繊維	20	有害化学薬品の大量保管, 産業廃水処理, 有害大気排出, 有害廃棄物など
13	医薬品	21	有害化学薬品の大量保管, 産業廃水処理, 有害廃棄物など
14	ゴム製品, プラスチック製品	22	有害化学薬品の大量保管, 産業廃水処理, 有害大気排出, 有害廃棄物など
15	非金属鉱物製品	23, ただし 23.5 及び 23.6 を除く	エネルギー使用など

16	コンクリート, セメント, 石灰, 石こう他	23.5, 23.6	大気排出, 固体廃棄物など
17	基礎金属, 加工金属製品	24, ただし 24.46 を除く, 25, ただし 25.4 を除く, 33.11	固体廃棄物, 有害化学薬品保管, エネルギー使用など
18	機械, 装置	25.4, 28, 30.4, 33.12, 33.2	有害廃棄物, 有害化学薬品保管, 産業廃水など
19	電氣的及び光学的装置	26, 27, 33.13, 33.14, 95.1	有害廃棄物, 有害化学薬品保管, 産業廃水など
20	造船業	30.1, 33.15	有害廃棄物, 有害化学薬品保管, 産業廃水, 固体廃棄物など
21	航空宇宙産業	30.3, 33.16	有害廃棄物, 有害化学薬品保管, 産業廃水, 固体廃棄物など
22	その他輸送装置	29, 30.2, 30.9, 33.17	有害廃棄物, 有害化学薬品保管, 産業廃水, 固体廃棄物など
23	他の分類に属さない製造業	31, 32, 33.19	固体廃棄物, 産業廃水, 大気排出など
24	再生業	38.3	有害廃棄物, 固体廃棄物, 衛生廃水など
25	電力供給	35.1	大気排出, 産業廃水など
26	ガス供給	35.2	大気排出など
27	給水	35.3, 36	飲用水廃水処理など
28	建設	41, 42, 43	衛生廃水, 騒音汚染, エネルギー使用など
29	卸売業, 小売業, 並びに自動車, オートバイ, 個人所持品及び家財道具の修理業	45, 46, 47, 95.2	有害化学薬品保管, 衛生廃水など
30	ホテル, レストラン	55, 56	固体廃棄物, 有害化学薬品保管, 衛生廃水, 殺虫剤など
31	輸送, 倉庫, 通信	49, 50, 51, 52, 53, 61	石油の大量保管, エネルギー使用, 有害化学薬品保管, 大気排出など
32	金融, 保険, 不動産, 賃貸	64, 65, 66, 68, 77	エネルギー使用, 大気排出など
33	情報技術	58.2, 62, 63.1	エネルギー使用, 有害廃棄物, 固体廃棄物など
34	エンジニアリング, 研究開発	71, 72, 74, ただし 74.2 及び 74.3 を除く	有害化学薬品保管, 有害廃棄物, 大気排出, 衛生廃水など
35	その他専門的サービス	69, 70, 73, 74.2, 74.3, 78, 80, 81, 82	有害化学薬品保管, 有害廃棄物など
36	公共行政	84	エネルギー使用, 固体廃棄物など



37	教育	85	エネルギー使用, 固体廃棄物など
38	医療及び社会事業	75, 86, 87, 88	生物学的有害廃棄物, 放射線/放射能, 衛生廃水など
39	その他社会的・個人的サービス	37, 38.1, 38.2, 39, 59.1, 60, 63.9, 79, 90, 91, 92, 93, 94, 96	幅広いバリエーション

注記1：それぞれのIAFコードにリスクレベルは割り当てられてはいない。各認定機関は、地元の法令、環境側面及びMD5で定義されている要求事項を考慮してそれぞれの範囲のリスクレベルを定義する責任がある。

注記2：NACE Rev.2のセクションTとUはNACE経済活動分類97, 98, 99を含むが、この表には含まれていない。

注記3：これらのQMS範囲 / EMS範囲を使用して、JIS Q 17021-1 :2015 7.1.2項で言及される品質マネジメントシステム / 環境マネジメントシステムの“専門分野”を記述するが、その使用は限定的である。分野11“核燃料”は、一つの専門分野として妥当な記載といえるかもしれないが、他の項目のほとんどは専門分野として妥当な記載といえないかもしれない。

QMS認証機関の認定された範囲は、経済活動リストの一つ又はそれ以上の要素で記載されるかもしれない。本文書は一つのモデルである。

## 詳細情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 <http://www.iaf.nu>

事務局 -

IAF Corporate Secretary,

Telephone +1 (613) 454-8159

Email: [secretary@iaf.nu](mailto:secretary@iaf.nu)